

16. I(i)q...çi kişi solur bolzun bu ? tud(u)n(?) sinsudin suisuz bolzun
 爲ス 人ハ 息¹紹ユルニ至ルベシ 此ノ シンスウヂンハ 罪無カ ルベシ
17. bu bitig-kä t(a)nur ödkä(?) t(a)nur misir ?-sun t(a)nur n.....un t(a)nur
 此ノ 書面ニ 證人〔タルモノ〕エドケ 證人 ミシル ースン 證人 —— 證人
18. braci tonmiş bu nišan⁽⁶⁾ m(ä)n b(ä)g-t(ä)mür-ningol
 ブラチ トンミシュ 此ノ 信記ハ 余 ベグテミュールノモノナリ
19. bu nišan m(ä)n t(a)nur ödkä(?) -ningol
 此ノ 信記ハ 余 證人ナル エドケノモノナリ
20. bu nišan m(ä)n t(a)nur misir ?-sun-ningol
 此ノ 信記ハ 余 證人ナル ミシル ースンノモノナリ
21. bu nišan m(ä) t(a)nur n.....un-ningol
 此ノ 信記ハ 余 證人ナル —— ノモノナリ
22. bu nišan m(ä)n t(a)nur braci tonmiş-ningol
 此ノ 信記ハ 余 證人ナル ブラチ トンミシュノモノナリ
23. m(ä)n m(ä)gkü b(ä)g-t(ä)mür-kä üç gata ayitip bitidim
 余 メグキュハ ベク テミュールニ 三 度 問ヒテ 書キタリ

註① birdim は「與ふ」の一人稱・單數・過去の形なれば、此の語の主格は買主なるシンスウヂンに外ならず。賣主の作成したる文書に買主が「余シンスウヂンは計算して與へたり」と記せるは疑がふべきが如くなれど、文意は必ず此の如く解かる可らず而して賣主は更に此の語の次に「余ベグテミュールは……娘の賣代を〔受け取れり?〕」云々と記せり。

② saci-yi は正しくは satiri たる可く、動詞 sat. (賣る) より生じたる名詞にして即ち賣代價なり。t を c と訛りたるは書者の誤ならずんば方言の變化と見ざる可らず。

③ saci-lir も前項と同じく satilir を訛りたるものに外ならず。

④ alir は alir satir と續きて普通に「賣買」「商業」の意に用ひられ、yulur はまた satir yulur と續きて同様の意に用ひらるれど、この二に見ゆるが如く alir yulur (yulir) と並び用ひたる例を知らず。alir も yulur も共に買ふの意なれば今か